たすけ愛💛二番丁　実施規則

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、たすけ愛　二番丁（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

1. 本会は、主たる事務所を香川県高松市扇町二丁目８番７号（二番丁コミュニティセンター内）に置く。

（目的）

第３条　本会は、住民どうしの助け合い活動を通じ、明るく安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

２　この規則は、二番丁地区地域福祉ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）設置要綱第２条第４号に定める生活支援等サービスのうち、住民主体による支え合い活動の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、別に定める家事サポート活動を行う。

第２章　会員

（会員の種類）

第５条　本会の会員は、正会員及び賛助会員の２種類とする。

２　正会員は、二番丁地区に居住する個人であって、第３条及び第４条に規定する本会の目的及び事業を理解するものをいう。

３　賛助会員は、高松市内に住所がある個人又は事務所がある団体であって、本会の目的に賛同し、事業に協力するものをいう。

（入会）

1. 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会に提出し、ネットワーク会議の承認を受けなければならない。

（入会金及び年会費）

1. 前条の規定により入会する会員は、別表２に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

２　激甚な災害に被災するなど特段の事情があると認められる会員については、ネットワーク会議の承認を得て前項の入会金及び年会費を減免することができる。

（2020年12月11日入会金及び年会費の減免規程を追加）

（休会及び退会）

第８条　本会を休会及び復会、又は退会しようとする会員は、その旨を本会に届けなければならない。

２　すでに納入された入会金及び年会費は、返還しない。

３　休会中は年会費の支払いを免除する。ただし、年度途中に復会する場合は、当該年度の年会費を納入しなければらない。

４　会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反し、秩序を乱すような行為を行ったときは、ネットワーク会議に諮り、その会員を退会させることができる。

第３章　役員

（役員の種類及び選任）

第９条　本会に、次の役員を置く。

　(1)　代表　　１名

(2)　副代表　若干名

(3)　会計　　１名

(4)　監査　　２名（但し１名はネットワーク会議の委員を充てる。）

２　役員は、ネットワーク会議において選任する。

３　役員に欠員が生じた場合、ネットワーク会議はすみやかに後任の役員を選任するものとする。

（役員の職務）

第１０条　代表は、本会を代表し、業務を統括する。

２　代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、あらかじめ代表が指定した者が代表に代わり、その職務を行う。

３　副代表は代表を補佐し、本会の事務を処理する。

４　会計は、本会の会計を処理する。

５　監査は、本会の業務及び会計を監査する。

（役員の任期）

第１１条　役員の任期は、２年とする。但し、欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任することができる。

第４章　会計

（会計年度）

第１２条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第５章　雑則

（規則の変更）

第１３条　この規則は、ネットワーク会議の同意を得なければ変更することができない。

（運営要綱）

第１４条　この規則で定めるもののほか、本会の事業の運営に必要な事項は、ネットワーク会議の同意を経て、運営要綱で定める。

附　則

１　この規則は、２０１８年１２月２０日から施行する。但し、この規則の施行により選任された役員の任期は、この規則の規定にかかわらず西暦２０２０年３月３１日とする。

２　本会の事業を行うために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則

この規則は、２０２０年４月1日から施行する。

（2020年1月24日ネットワーク会議承認。お手伝い項目に買い物、託児、受付業務を追加）

附　則

この規則は、２０２０年４月1日に遡って施行する。

（2020年12月11日ネットワーク会議承認。入会金及び年会費の減免を追加）

別表１（第４条関係）

家事支援活動

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用種別 | お手伝い項目 | 金　額 | 備　考 |
| 外出支援（同行） | １ | 買い物 | 500円／１時間 | ・徒歩・タクシー・公共交通機関を利用・協力会員の交通費も負担・市外などの遠方は別途相　談 |
| ２ | 病院 | 500円／１時間 |
| ３ | 墓参り | 500円／１時間 |
| ４ | その他外出支援 | 500円／１時間 |
| 家事支援（代行） | １ | ごみ出し | 100円／１回 |  |
| ２ | 草抜き | 500円／１時間 |  |
| ３ | 外回りの掃除 | 500円／１時間 |  |
| ４ | 買い物 | 500円／１時間 |  |
| その他 | １ | 託児(ルーム) | 500円／１時間 | 毎週金曜日10時～14時 |
| ２ | 受付業務 | 1000円／３時間 | 事務局（コミュニティセンター内）での事務 |

別表２（第７条関係）

入会金及び年会費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会員の種類 | 入会金 | 年会費 | 備考 |
| 正会員 | 利用会員※1 | 1世帯1,000円 | 1世帯 500円 |  |
| 協力会員※2 | 1世帯1,000円 | 1世帯 500円 |  |
| 賛助会員 |  | 1口 5,000円 | １口以上の任意の口数 |

※１　利用会員とは、第５条に定める正会員のうち、第４条に定める家事支援活動を利用する会員をとう。

※２　協力会員とは、第５条に定める正会員のうち、第４条に定める家事支援活動に協力する会員をいう。